

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
強化指定選手選考規定

(目的)

第1条 4年に一度のパラリンピック大会で、パラアイスホッケー日本代表チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手を選考し、国際大会派遣や強化合宿等を通じて競技力向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（以下、「本協会」という。）登録者。
- (2) メディカルチェックで健康上の問題が無く、競技を行う上で心身ともに適した状態である者。
- (3) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本を代表する選手として相応しく別途に定める選手等行動規程やアンチ・ドーピング規程等を遵守する者。

(強化指定選手の選考対象)

第3条 強化指定選手の選考対象は以下とする。

- (1) 本協会が実施するトライアウトに各クラブチームから推薦を受けて参加した選手。
- (2) トライアウトを実施しないシーズンは、日本代表監督が招集した選手。
- (3) 上記(1)および(2)以外で、強化担当部署が特に強化に値すると認めた選手。
- (4) 上記(1)から(3)の選手は、本協会の「3-1 コンプライアンス規定」「3-2 倫理に関するガイドライン」「3-3 行動規範」および「3-4 処分規定」を理解した上で、「誓約書」に署名するものとする。ただし、未成年者(20歳未満)は、親権者の署名も必要とするものとする。

(強化指定選手の選考)

第4条 強化指定選手は、本協会強化責任者、日本代表監督・コーチにより選考される。

- 2 選考のための評価期間は前シーズンとし、評価対象は、評価期間における全ての大会、強化合宿、選手態度とする。

(強化指定選手の取り消し)

第5条 以下の項目に該当した場合は、強化指定を取り消すものとする。

- (1) 医学的問題により競技力が発揮できない場合。
- (2) アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合。
- (3) 国際クラス分けで資格を得られなかった場合。
- (4) 強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合。
- (5) その他、強化指定選手に相応しくない言動があった場合。

(強化指定選手の遵守事項)

第6条 強化選手は、配慮すべき事情が無い限り、以下のことを遵守しなければならない。

- (1) 強化合宿への参加。
- (2) 指定された国際大会への参加。

- (3) 指定された当連盟主催等行事への参加協力。
- (4) 練習状況の報告。
- (5) 健康など医学的状況変化の報告。
- (6) 本協会の各種規程記載事項。

(費用負担)

第7条 強化指定選手の費用負担は次による。

- (1) 合宿にかかる参加経費については、本協会旅費規程に準ずる。
- (2) 国際大会にかかる参加経費については、最寄空港出発から到着までの旅費は本協会が負担する。ただし、参加料として選手自身の負担金が発生することがある。
- (3) 本協会が推薦し日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）が派遣するパラリンピック大会にかかわる経費は、原則 JPC 負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

(規格外事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、強化スタッフと強化責任者で決定する。

(不服申し立て)

第9条 選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁にて解決されるものとする

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

1. 本規程は、2016年2月18日より施行する。
2. 2017年12月23日改定
3. 2020年6月6日改定
4. 2020年12月24日改定